

クレジットを活用した持続的な脱炭素経営促進事業 仕様書

1. 事業内容

(1) 事業概要

本事業への参加事業者が省エネ等の取組により創出した環境価値を運営事業者がJ-クレジットにし、売却した利益から参加事業者に利益還元を行う（参加事業者は大阪府環境保全基金への寄附も選択可能）。また、大阪府は、本事業を周知し、府内事業者の参加を促進するとともに、大阪府気候変動対策の推進に関する条例の特定事業者等にJ-クレジット活用の働きかけを実施する（下図参照）。

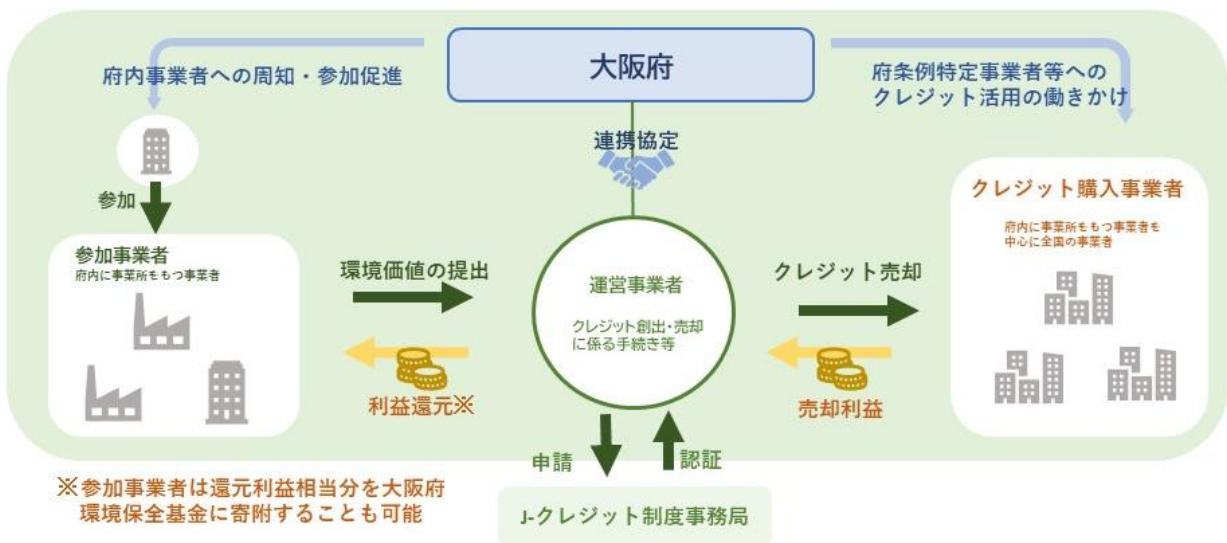


図 本事業のイメージ

(2) 参加事業者の区分

本事業における参加事業者は、以下の区分に分類する。

ア 既存事業者

令和5年度に大阪府が立ち上げたプログラム型プロジェクト（以下「既存事業者用プロジェクト」という。）に既に参加している事業者をいう。既存事業者は、引き続き当該プロジェクトに参加し、省エネ等の取組による環境価値の創出を行うものとする。

イ 新規事業者

本事業において新たに参加する事業者をいう。新規事業者は、運営事業者が独自で運営しているプログラム型プロジェクト（以下「新規事業者用プロジェクト」という。）に参加し、省エネ等の取組による環境価値の創出を行うものとする。

(3) 対象とする方法論

既存事業者用プロジェクトにおいて対象とする方法論は、次のとおりとする。

- ・太陽光発電設備の導入（EN_R_002）（以下「太陽光」という。）
- ・照明設備の導入（EN_S_006）（以下「LED」という。）

新規事業者用プロジェクトについては、上記の方法論に加え、運営事業者からの提案に基づき、本事業の目的に資すると認められる方法論を対象とする。なお、対象とする方法論は、大阪府との協議を経て決定するものとする。

(4) J-クレジットの売却益の取扱い

売却益からJ-クレジット創出に要した認証費用などの必要経費や運営事業者の手数料を控除した額を、参加事業者へ還元することとする。(参加事業者は大阪府環境保全基金への寄附を選択することも可能とする。)

(参考) 既存事業者用プロジェクトの規模

既存事業者用プロジェクトへの参加事業者のうち、参加継続意向を表明した事業者数及び当該事業者によるJ-クレジット創出量の累計を示す。

	継続意向あり(者)	J-クレジット創出量累計 (t-CO ₂)
太陽光	9	690
LED	17	757
合計	25	1,447

※J-クレジット創出量累計は、令和5年12月15日から令和7年10月31日までの累計値(創出予定量を含む)。なお、事業者により集計対象期間は異なる。

2. 業務内容

運営事業者は以下の（１）から（３）に示す業務を行うこと。

（１） 全般的事項

- ・参加事業者の入会及び退会その他参加事業者の管理を行うこと。
- ・プログラム型プロジェクトの運営及び管理を行うこと。
- ・既存事業者用プロジェクトについて、府からの運営移管を行うこと。
- ・本事業により収集する情報は、事業者における将来の排出削減見込みなど、公開されることにより競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある情報が含まれることから、適切な情報管理を行う体制を整備すること。
- ・プログラム型プロジェクトの運営に当たっては、モニタリング、認証、J-クレジットの販売及び売却益の分配に至る一連の業務を確実かつ円滑に実施する必要があるため、各業務について実現可能かつ適切な工程計画を策定するとともに、必要な人員及び実施体制を確保し、責任を持って遅滞なく遂行すること。

提案を求める内容

- 具体的な情報セキュリティポリシーや参加事業者管理に関する情報管理体制について提案すること。
- 既存事業者用プロジェクトの運営移管を含め、モニタリング及び認証、販売、利益分配までを一体的に実施するための具体的かつ実現可能な全体スケジュールについて提案すること。
- 本事業を安定的かつ継続的に実施するための事務局運営体制について、人員配置、役割分担及び業務実施体制を含めて提案すること。

（２） J-クレジットの創出

- ・参加事業者の支援を適切に行い、J-クレジット化に必要なデータを効率的に集めること。
- ・正確なモニタリング報告書を作成し、審査機関による検証を経てJ-クレジット認証申請を行い、J-クレジットを創出すること。
- ・費用対効果及びモニタリングリスクを勘案した上で、適切な期間ごとにモニタリング及び認証申請を行うこと。
- ・脱炭素経営への関心が高い業種・業態や脱炭素化への対応が求められる業種・業態を主な対象とした効果的な広報・周知活動を実施し、本事業への参加事業者の継続的な拡大を図ること。

提案を求める内容

- 費用対効果やモニタリングリスクを踏まえた適切なモニタリング及び認証の頻度について提案すること。
- 応募提案者が独自に運営するプログラム型プロジェクトのうち、太陽光及び LED 以外に本事業への活用が可能なものについて提案すること。
- 太陽光及び LED に係る方法論に加え、応募提案者が独自に運営するプロジェクトにおける運営実績、申請実績及び認証実績について、具体的な実績件数を示すこと。
- 独自のネットワーク及びノウハウを活用した新規事業者の参画促進のための広報・周知戦略について、実施手法、実施体制及び効果を含めて提案すること。

(3) J-クレジットの売却・利益還元

- ・創出した J-クレジットを最適な手法及び価格により、原則として大阪府内の事業者売却すること。
- ・売却益から J-クレジットの創出に要した認証費用などの必要経費及び運営に係る手数料を控除した額を、J-クレジット創出量の割合に応じて参加事業者に還元すること。
- ・参加事業者が大阪府環境保全基金への寄附を希望する場合は、大阪府に寄附金を振り込むこと。

提案を求める内容

- 応募提案者がもつ販売ネットワークを活用し、原則として大阪府内の事業者へ、創出した J-クレジットを販売するための販売体制、営業戦略を提案すること。
- 応募提案者がこれまでに運営してきたプログラム型プロジェクトにおける運営実績、申請実績、認証実績及び販売実績について、具体的な実績件数を示すこと。
- 参加事業者への還元率について提案すること。なお、既存参加事業者と新規参加事業者で還元率が異なる場合は、それぞれの案を提示すること。

3. 本事業の条件等

- (1) 本事業の運営にあたっては、運営事業者は大阪府と協定を締結するものとする。
- (2) 大阪府から本事業の進捗状況について求めがあったときは、運営事業者は速やかにその状況を報告するものとする。
- (3) 運営事業者は、本事業によって認証された J-クレジットの販売により得られた収益から J-クレジットの創出に要した認証費用その他必要な経費及び運営事業者の手数を控除した額（以下「還元額」という。）を参加事業者に還元するものとする。なお、振込手数料は、運営事業者の負担とするものとする。
- (4) 参加事業者が大阪府環境保全基金への寄附を希望する場合は、運営事業者は大阪府が指定する方法により還元額と同額の寄附金を大阪府に納付するものとする。なお、振込手数料は、運営事業者の負担とするものとする。
- (5) 上記（3）の還元額、還元方法及び時期、（4）の寄附の方法及び時期その他本事業の運用に関し必要な事項については、運営事業者は大阪府と覚書を締結するものとする。

- (6) 大阪府と運営事業者は、本事業を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。
- (7) 本事業の実施に要する費用は、運営事業者の負担とし、府の負担は一切ないものとする。
- (8) 運営事業者は、本事業の実施に伴うリスクの発生防止に努めるものとする。また、運営事業者の責めに帰すべき事由によりリスクが発生した場合は、運営事業者がその責任を負うものとし、適切に対応するものとする。
- (9) 運営事業者は、本事業の実施に伴い、参加事業者又は本事業の実施に関係する事業者との間に紛争その他のトラブルが生じたときは、直ちに大阪府に連絡したうえで運営事業者の責任及び負担において適切に対応し、その結果を大阪府に報告するものとする。
- (10) 運営事業者が本事業を継続することが困難となった場合は、大阪府は、本事業の継続を図るため、その権利及び義務を大阪府が適切と認める事業者に承継させることができるものとする。
- (11) 運営事業者は、協定又は覚書に違反したことにより大阪府又は参加事業者に損害を生じさせたときは、当該損害を賠償するものとする。
- (12) 大阪府は、運営事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、協定を解除することができるものとする。
 - ア 協定に違反したとき。
 - イ 本事業の実施に関し、不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。
 - ウ 本仕様書に定める業務を履行しないとき。
- (13) 大阪府又は運営事業者のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。
- (14) 協定の有効期間は、締結日から令和 17 年 3 月 31 日までとする。ただし、J-クレジットを取り巻く社会情勢の変化その他の事情により、本協定の目的を達成することができないと大阪府が判断した場合はこの限りでない。
- (15) 協定は、期間満了日の 30 日前までに、大阪府又は運営事業者から書面による終了の意思表示がない場合は、同一の条件により 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。
- (16) 協定が終了した場合においても、参加事業者の認証申請期限まで(2)、(3)、(4)、(5)に定める事項を実施しなければならないものとする。
- (17) 運営事業者は、本事業の実施において、相手方から知り得た情報について、協定期間中及び協定終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、大阪府に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。
- (18) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者の協議により決定するものとする。